

令和３年度 行政改革審議会（外部評価） 議事録要旨

日 時	令和３年１２月６日（月）午後１時２５分～３時３０分	
場 所	市役所 本庁舎大会議室	
出席者	委 員	（グループリーダー）齊藤由里恵、遠藤昌代、加藤研一、河田光司、高松淳也
	担当課	【国内交流事業】 市民協働課長、地域振興係長、市民協働係長、市民協働課担当 【障害者移送事業】 障害福祉課長、障害福祉課課長補佐、障害福祉課担当
	事務局	行革・政策監、経営情報課長、経営情報課（業務改革係長、丹原、中川、斎藤）
次 第	１ 外部評価 （１）国内交流事業 （２）障害者移送事業 ２ 振り返り ３ 行革・政策監あいさつ	

１ 外部評価

（１）国内交流事業

・ 委員

この外部評価というのは建設的な意見を述べる場でございますので、そういった意味で御質問させていただくことがあろうかと思いますが、特に重箱の隅を突くようなことはもちろんござませんので、今おわかりになる範囲でデータを用いて御返答いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは１事業目「国内交流事業」の外部評価を始めさせていただきます。事業の説明を１０分程度でよろしく願いいたします。

（市民協働課説明）

・ 委員

ありがとうございます。それでは皆様から御質問をいただきたいと思います。御質問等いかがでしょうか。

・ 委員

災害ボランティアコーディネーターという資格は、そもそもどういう資格ですか、国家資格なのか私的な団体の資格なのか、コーディネーターになるための手続はどれぐらい厳格に決められているのか、教えていただけますでしょうか。

・ 市民協働課

お答えします。国家資格といったものではなく、災害ボランティアコーディネーター養成講座、これは安城市ですと社会福祉協議会が主催で行っていますが、コーディネーター養成講座の受講をしていただいた方は登録の資格があります。

・委員

安城市が独自に付与している資格ということですね。ワークショップのやり方がチラシを拝見すると7時間ぐらい、丸1日かかるため大変だと思い、例えば講義をあらかじめ受けておき、ワークショップは別の日に参加するなど柔軟な講座の作り方は可能でしょうか。

・市民協働課

この養成講座は社会福祉協議会の主催で行っていますので、安城市だけですぐに変えることは難しいと思いますが、ご指摘のように例えば講座を先に受講し、ワークショップはまた別の機会でといったようなスポット参加もできるようにするなど講座に参加しやすくなるような工夫を今後していきたいと思っています。

・委員

ありがとうございます。最後にもう1点、年代別の利用人数が10代6人、20代4人です。大学生はこうした活動に関心があり、最近2年は実施していませんが、私が勤務する大学でも東日本大震災のボランティアに大学のボランティア協議会がバスを用意して行ったようです。20代の大学生に訴求するようなことというのは何かされていますか。

・市民協働課

大学生に直接働きかけるということですか。

・委員

この制度を活用しているのは、時間も体力もある大学生と60代くらいで定年退職されたけれどまだ体力のある方がメインになるのかなと思っていましたが、そうでもないみたいでした。そのため、この年代の参加を増やす余地があると思いました。特に20代は4人と少ないので大学生、大学生だけでなくでもいいですが若者を巻き込むような仕組みとされているのかと思いました。

・市民協働課

ご指摘のとおり、特に20代が4人で少ないですが、具体的に大学生に向けた周知、広く全体の周知も、足りていないというのが現状だと思います。

今後はそういった周知の方法もいただいた御意見をもとに広くできるように努力していきたいと思っています。ありがとうございます。

・委員

ありがとうございました。

- ・ 委員

他にいかがでしょうか。

- ・ 委員

1点目は、コーディネーターの方もしくは実際に被災地に行かれた方の報告会などフィードバックなどは具体的に行われているのでしょうか。報告会などにおいて、ドラマティックな話が聞かれたりすると、参加者が増えると思います。

2点目は、企業側の立場では新入職員の研修の一環として被災地ボランティア活動を取り入れたいという企業はきっとあると思います。先ほどの学生の話もそうですが、安城市在住に限定するきまりがありますので、例えば、安城市に本社を置く企業に広げられると研修の一環として企業の方々が検討される可能性も考えられると思います。

- ・ 市民協働課長

1点目の報告会、コーディネーター等の報告会につきましては、報告会のみでの開催はしていませんが、ボランティアコーディネーター養成講座の中で、被災地における活動経験を語っていただく時間を設けたりしながら被災地の状況やボランティアの活動について報告を受けております。

2点目の企業に対象を広げる点については、市の税金を使って被災地に行っているため今のところそこまで考えていませんでしたが、今後は活動しやすい、また安城市のためになるようであれば、検討していきたいと思います。

- ・ 委員

ありがとうございます。コーディネーターが増えるということは、安城市が何らかの災害が起きたときに、この制度を活用した人が活躍していただけるということを期待しての事業であると認識してよろしいのでしょうか。

- ・ 市民協働課

おっしゃるとおりです。そのような活躍を期待してこの事業を設けております。

- ・ 委員

学生など若い人は意外に少ないという話がありましたが、40代50代の中で市職員はどのくらい入っていますか。

- ・ 市民協働課長

職業まで聞いていないため、市職員がどのくらい行っているか把握していません。

- ・ 委員

市の職員も結構入っているのではないですか。なぜあえて聞いているかということ、やっぱり募集する、相手方が間違わないように、現状こうだから、そうじゃないところもちょっと力を入れようとかいうことが出てくると思うのであえて聞きました。

・委員

平成 27 年度からは対象が市民個人となり社会福祉協議会でボランティア登録をしていることと記載されていますが、ボランティア登録を全くしていない方がこの事業を使って行かせてくださいという事例はありますか。また、ボランティア登録を条件にするとこの事業を利用できるのは一部の方に限定されるため、特定の人向けと思われるのですが、そうしたことはありませんか。

・市民協働課

被災地ボランティア事業の利用は、ボランティア登録を要件としており、ボランティア活動に行く前にボランティア保険に加入していただきます。その保険の加入手続きが社会福祉協議会になっており、そこでボランティア登録をするため皆さん登録自体は抵抗なくしていただいているのではないかと思います。

今言われたようにボランティア登録が条件になると限定的な一部の方に限られるのではないかと御意見でしたが、そうした認識はなかったため、今後はそういったところも目を向けていこうかなと思います。ありがとうございます。

・委員

この事業の目的にボランティア意識の高揚を図ることがありますが、説明を聞いていると、被災地へ安城市からの支援と言ったような意味合いもあるかと思います。また、ボランティアコーディネーター、安城市が被災した際の窓口になるボランティアコーディネーターの養成と言ったような意味合いがあると思い、どこに目的を置いて、どういう活動しているか、目的にもう少しきちんと書かれた方が整理されやすいのかと思いました。

何を目的に、一番にしているかが見えにくく、被災地にボランティアに行く人が制度があるから何となく使おうかで終わってしまい、そこから伸びていかないのが現状だと思います。何を目的とするかで告知の仕方も変わりますし、安城市に寄与するようなやり方が必要かというところの整理が少ないことを感じます。

このボランティアコーディネーターの登録に結びついていないことをどう考えているのでしょうか。なぜつながっていないかを考え、何か答えを持っていますか。

・市民協働課

ありがとうございます。明確な答えが今はないのですが、その仕組みとしてボランティアコーディネーターの登録自体は強制ではなく、ご本人の意思になるので、例えば段階的に講座を受けたら登録がそのままつながっていれば、その仕組みづくりになっていると思います。今は講座の受講自体も全てご本人の意思で、講座を受けた後、登録するかどうかもお本人の意思になります。強制できるものではないですが、そうしたところの仕組みができてない、明確な答えも出てないのが現状です。

- ・ 委員

本人の意思がなぜ働かないのかっていうところですね。例えば、私だったら1日行くのは、参加するのは負担が重いということもありますし、被災したときにコーディネーター、リーダーも気が重いとか、何かいろいろあると思います。そのため、安城市で何をしてもらうことを求めるかで見せ方や募集の仕方が違ってきます。しかし、こうしてボランティアに参加している方がいることは、ボランティア意識を一定の方は持っており自分が住む地域で被災したとき活躍してくれると思います。ただし、リーダーとして人を動かすとかいうところは重い、経験があるから自分では動けるし、いろいろなところに気づくことができます。コーディネーターの役割を責任を持って果たす人もいるでしょうし、他の地域からボランティアが来たときに、うまくつないだりその人たちのケアができるような人たちは、実際自分たちでやってみたいと思うかもしれません。何を求めていくのか、どこまでなら自分の経験を生かしたいと思うのかを調査されるといいかと感じました。申請もそこまで多くないため、聞ける範囲でうまく聞いていただくといいかと思います。

また、ボランティアに行ったことで通知をもらっても読むのは大変です。思いが強ければ自分から探していくのですが、読まずに隣に置いて終わり、知らないだけという方もいるかもしれません。何が負担になるのか、もしくは知らないのか、それ以外のことなど、要因分析をされると良いと思います。

このコーディネーターの登録者数は、毎年登録を新たにする形ですか、それとも累積という形ですか。

- ・ 市民協働課

ボランティアコーディネーターは累積になっています。

- ・ 委員

一度登録すると自分で辞めない限りは登録されているということですね。

毎年登録するのは負担になるので、登録のしやすさの点では良いと思いました。

先ほども大学生への働きかけの話が出ましたが、もし安城市が昼間に被災した際、市内の企業に勤める方も一緒に被災します。そのため、企業の中にもこういうコーディネーターとなるような人たちを育成してもらうことも必要であり、安城市に対しても寄与は大きいと感じました。私からは以上です。

他、皆様のほうからはご意見ありますか。

- ・ 委員

このコーディネーターとは別に防災士という資格があります。防災士の資格は取ってもその後の活躍の場が必ずしも明確ではありません。このコーディネーターもそういう面が若干あるかもしれませんが、この資格を取ったら、その後どう活躍して

もらいますということをはっきり示しておかないと、いざというときに役立たないコーディネーターがいっぱいできてしまうのかなという気はします。

このコーディネーターの養成研修を受けた人の中で被災地に行った経験のない方へのフォローも必要かと思います。そういうふうに向き合って被災地に行ってもらうことで、いざというときに役立つコーディネーターになると思います。

- ・ 委員

その他、皆様のほうからはいかがでしょうか。

- ・ 委員

成果指標のボランティアコーディネーター登録数ですが、最終的に何人必要か、安城市が被災したときに何人くらい必要という見積りはされていますか。

- ・ 市民協働課

何人いればいいかという指標は今時点ではありませんが、災害があったときにコーディネーターとして駆けつけていただける方自身も被災者になると思いますので、多く必要です。また、災害ボランティアセンターを立ち上げた際は交代要員も必要になりますので、欲を言えばたくさんの方になっていただきたいのが現状です。特に何人必要という指標はありません。

- ・ 委員

最終的に必要な人数、例えば3交替なら3倍、活動率50%ならその倍、という形で設定はできると思います。計算してみたら100人ぐらいで十分でしたら、これでいいということになりますし、1,000人、2,000人要るとなれば、のんきにやっている場合ではないとなります。もちろん見積もりでしかないと思いますが、これは他の被災された市の状況を確認すれば3交代で何人必要かはわかると思いますので、設定はされた方がいいかと思います。

以上です。

- ・ 委員

この養成講座は1日ですが、危機管理課で開催する自主防災リーダー養成研修は今年の場合、年間5日開催しています。実際は半日が5回ですが、そうすると、被災地へ行った人に声をかけるのももちろんですけども、自主防災リーダー養成研修を終了された方の中からも、一定数はこちらを受けてもらうよう働きかけてはどうでしょうか。元々自主防災で活躍しようという方だから、このボランティアの方だって当然務まると思います。市の中のいろいろな事業のつながりをよくすることによってこちらの成果も出てくるのかと思います。自主防災リーダーで終わってしまうのではなく、災害ボランティアコーディネーターもできる人が年間で80人～100人近くが受講しているので一定数はこちらに興味のある方もいると思います。

- ・ 委員

最後に、例えば今言われた自主防災リーダーや消防団など災害に対して比較的行動するような組織と兼ねていらっしゃる方が何人ぐらいいるのかということも把握されて…いない…本当に被災したときにコーディネーターを中心に活動していただくことを考えているなら、いろいろな組織を一つにしているわけではなく、兼ねていることがわからないと、どのぐらい必要か、どのくらい活動できるか考えるうえで抜け落ちてしまうと思いますので、登録だけではなく、その先のことを考えると情報をいろいろ追加することがいいかと思います。

時間が来ましたので質疑応答のほうは以上とさせていただきます。

それでは、外部評価の結果を報告させていただきます。

結果は要改善が5名ということで、要改善という結果とさせていただきたいと思っています。

皆様からいろいろな観点から御意見をいただきましたが、この事業自体は必要ということには変わりはありません。しかし、安城市において何かあったときもそうですし、また、日本全国、日々いろいろなところで災害が起きたりしていますので、そういうときにこの取り組みが役に立つためには今のやり方よりも、みんなが参加しやすいような環境整備であったり、また、何が足りないかデータなど収集していただきながら、今後の改善につなげていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、第1事業目国内交流事業につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

ここからは、休憩を挟みます。次は14時20分から始めますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(2) 障害者移送事業

- ・ 委員

それでは2事業目、障害者移送事業について始めさせていただきたいと思っています。担当課の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

まずは担当課の皆様から事業の説明について10分程度でお願いします。

(障害福祉課説明)

- ・ 委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問のある方はお願いいたします。

- ・ 委員

2点質問と1点意見になります。

1点目は、月3枚の配布を基本にしていますが、他の地域や市を参考にされているのでしょうか。

2点目は、病院で使う方が多いかと思います。往復で使うケースがあるかと思いますが、3という枚数が半端と思いましたので、そこも聞きたいと思います。

もう1点は意見ですが、安城市障害者福祉タクシー料金助成利用券を使いたいとタクシー会社に電話すると思いますが、名前が長いと思ひまして、ネーミングを考えられると利用しやすくなるのではないかというのが意見です。

- ・ 障害福祉課

まずチケットの3枚という枚数は、私も障害福祉課に異動してきたときに不思議に思いました。同じような事業は、県内の他市においても実施しているところが非常に多くあります。安城市の現在の制度は、比較的中間的かと推測しています。県内の市町村53市町村ある中で実施しているのは49市町村、実施率は92.4%です。内訳は、市が38市のうち37市、町は14町のうち12町、村は、1村のうち実施はゼロで、どこの市町村でも実施しています。これは、愛知県が当初補助金を交付して各市町村に実施を促していた名残と推測しています。同じように1か月3枚とする市が多いです。委員ご指摘のとおり普通ですと最低月2枚か、4枚が妥当かと思っています。安城市と同じ36枚とする市も多いので、おそらく県の補助事業の名残で36枚という枚数に落ちついていると思われます。

- ・ 委員

金額の上限はないということですか。

- ・ 障害福祉課

上限はありません。

- ・ 委員

金額で設定をしている自治体はないということですね。

- ・ 障害福祉課

月3枚かける月数で上限は決まります。

- ・ 委員

名前が長いということについてはどうでしょうか。

- ・ 障害福祉課

正式名称は安城市障害者福祉タクシー料金助成利用券ですが、利用される皆さん

はタクシーチケットとおっしゃっております。

- ・ 委員

成果指標を申請率としているのは、申請率を上げたいということだと思います。大体 75%ぐらいの方が申請されないということですが、そもそも冊子そのものを申請しない理由は調査されていますか。

- ・ 障害福祉課

厳密にはしておりません。

- ・ 委員

恐らく障害者の方、手帳をお持ちの方は市役所によく来られると思うので、市の制度を知らないということはあまりないと思います。それでも 75%が申請すらしないのも、何か理由があると思います。それを調査したほうが良いというのが私の感想です。あとは、4月にわざわざ行くのが大変だということがあります。申請方法として自動的に書類を郵送するか、市が調査できるところは全部調査して2年目以降は自動的に送付することはできないのですか。

- ・ 障害福祉課

今、安城市では原則申請主義で3月の下旬から4月にかけて窓口で申請をさせていただいています。自動車税の減免を確認するため必ず窓口に来てくださいとご案内していますが、自動車税との重複は差し支えない判断をしている市もあります。その例にならって自動車税の減免の要件を外せば、郵送で対応可能であり検討をします。具体的な方法は要綱を改正し、初回は申請をしてもらいますが、それ以降は不要である意思表示をしなければ、毎年プッシュ型でご自宅にお送りします。その他、例えば対象者全員に送ることも考えましたが、実際に利用される方が4割を下回っていますので、お送りしても要らないということですぐ捨てられてしまう方が結構いると思いました。それなら毎年利用される方に必ずお届けした方が無駄がないことと、要らないという意思表示をしない限り市役所に来ていただく必要がなくなりますので、皆さんの利便性も向上するため今検討しています。

- ・ 委員

ありがとうございます。

もう1点、金額の件ですが630円は恐らく初乗り運賃かと思います。これに対して金額を増やしてほしいとか、迎車するので迎車料金を別で補助してほしいという要望はありますか。

- ・ 障害福祉課

こうしたニーズは正直把握していません。過去には消費税率が上がったり、タクシーの料金が変わる中で、利用者の方の大きな料金負担変動がないように今の設定

としています。補助額を上げると市の財政負担も増えますので、今後、課の中で協議をしても結論が出ず悩んでいるところです。今後アンケート調査を行いながら、内部での合意形成を経て改正や何らかの手だてを打っていきたいと思っています。

- ・ 委員

補助制度の対象となる障害者の方は、あんくるバスなど公共交通機関は全く使えない方なのでしょうか。

- ・ 障害福祉課

あんくるバスは使えます。令和元年に窓口で実施したアンケートの中で、利用しなかった方にその理由をお聞きしたところ一部の方はあんくるバスを利用したからという方もいました。念のためにタクシーチケットは申請しておき自分で動けるうちはあんくるバスを利用しますが、体調が悪いときに出かけなくてはいけない場合のために、お守りとして申請はしておく方もいました。

- ・ 委員

そうすると、あんくるバスなどを使って行ける時は自分で行きますという感じがですね。そういうことであれば希望される方にはプッシュ型で行っても、他の用途に使われることはないわけですね。

- ・ 障害福祉課

そうですね。具体的にチェック機能を働かせなければいけないということですが、タクシー精算の際に障害者割引 1 割を適用させるために、タクシー運転手から障害者手帳も併せて提示を求められます。そのときに全く違う人の手帳を出せば不正がわかりますので、その辺で十分歯止めは効くと思っています。

- ・ 委員

そうすると、希望される方に送ることにより市の事務負担を減らすのは現実的に可能なわけですね。

- ・ 障害福祉課

可能だと思います。

- ・ 委員

この評価シートの申請率ですが、どこまでが実績値でどこから目標値ですか。活動指標・成果指標は全て目標値ですか。

- ・ 障害福祉課

令和 2 年度は実績値です。令和 3 年度、令和 4 年度は見込み値になります。

- ・ 委員

そうすると利用率が 33%というのは、24%のうちの 33%ということでもいいですか。

- ・ 障害福祉課

対象の障害者の方はもっとたくさんいますが、申請された人のうち利用される方は狭まっていくイメージです。

・委員

わかりました。この事業自体を考えたときに、何が問題かを先ほど御説明いただきました。例えば利用率の低さが問題なのか、それとも事務コストや申請のコストが問題なのか、わかりにくかったところがありました。所管課でもそこを悩まされていて、申請率は低いが使っている人もいることをどう考えるのかということと察します。安城市の福祉行政でどう考えていくべきなのか、その方向性を市で統一して検討する必要があるのか、大きな問題ですけれども検討する必要があると思いました。

また、今 53 市町村のうち実施していない町村は、おそらくタクシーが来ないのできないと思われます。たぶん他の市町も県からの補助事業が終わり、市町村単独でそのまま続けていると察するところです。そのため、安城市でこれを議題にあげて考えることは、他市町にもインパクトがあることであり、重要なところだと思います。だからこそ、この利用率の低さをどう考えればいいか、なかなか明確な答えはないのですが、所管課ではどのように考えていますか。

・障害福祉課

例えば安城市は 630 円の 36 枚の場合は 2 万 2680 円の補助金になります。それが 2 冊目を使用する方は 4 万 5360 円になります。一方、今回はあまり触れていませんが、車椅子を利用される方で大型ですと 3630 円の 36 枚で 13 万 680 円ということで、個人に対する補助では非常に多いと感じられます。一方で、これを縮小した場合、外出にタクシーを呼ぼうにもお金がかかってしまい外出をやめるという判断をされる方も多いと思います。その部分を市が補助することによって、市民の外出の手助けになります。それが高いのか低いのかは、数字だけ見ると大きいと思いますが、あんくるバスを走らせるのにも多額の費用を投入していることに比べれば、タクシーは非常に小回りが効きますので使った方が市民の満足度が高いかなと思います。非常に難しいところです。

・委員

先ほど、お守りがわりにという御発言もあったかと思いますが、そこも重要と説明を聞きながら思いました。何かあったときに、こうしたシステムがあるからこそ、安城市に住み続けたいとか、何かあっても大丈夫ということは生活する上でも安心につながると思いました。

この利用率をどう上げていくべきなのかを検討するか、それとも現状のままで良いかが次の検討段階になると思います。例えば利用率が低いから上げるかどうか、

今のところ判断できませんが、例えば 630 円って初乗り料金ですからあまり行けないです。その超えた部分の負担が大き過ぎて例えば払えないこともあるかと思いました。そこをフォローしようと思うと、この予算では済まないと思われるので難しいと思っていますが、検討は日々行うことが必要と思います。事務コストや申請のコストに関わる面は、先ほど今まで申請していただいた方は市から送付するというのは良いアイデアと思います。

事業費の割に申請のコスト、事務的なコストがかかっています。市町村も限られた人数で仕事をしているので、少しでもこうした事務的なコストを下げる、人をそこに割く時間が減ることは、重要なことと思いますので、そうした意味で事務的なコストを減らせる方法として選択することもあるかと感じました。

効率性とか公平性を考えていく際、効率性・公平性はトレードオフ、どちらかを取ると、どちらかが取れないという関係性があるので、こういったところはすごく関係すると感じて、今アイデア等を拝聴させていただきました。

・委員

タクシー事業者による不正請求は本当にとんでもない話と思いますが、タクシー事業者の方が障害者の方をお世話することに対して、事業者の方がどう考えているか丁寧にヒアリングされているかどうかという点と、タクシー事業者の方が障害者を移送するなら、健常者の方に比べ負担は大きいと思いますが、例えば講習をするとか、障害者の人がこのタクシー事業者使ってよかったな、また次も使いたいなというような働きかけ等はあるのでしょうか。

・障害福祉課

一般タクシーと車いすストレッチャー乗車専用タクシーがそれぞれありますが、一般タクシーの方は株式会社が運営するいわゆる普通のタクシーの方が多いです。車いすストレッチャー乗車専用タクシーは、小さな介護タクシー事業者が多く、親切で本当は介助料が必要な場合でも車椅子を押すのを手伝ったり、何とかスケジュールをやりくりして、お応えしようとする会社が多いと思います。市からこういうふうにお願いしますと言わなくても、会社同士の競争もありますので、お世話の意識は高いと思われます。また、全部の事業者を把握している訳ではありませんが、高齢福祉課では、いざというときに備えてたん吸引などの民間救急的な資格があるかどうか一応タクシー業者に聞いてチェックしているようです。

先ほどの不正の話ですが、同じ事業者を何回も利用していると顔見知りになり、事業者が利用者の経済状態や家族の事情に配慮して親切心を働かせ、本当はいけないことを認めてしまった事例もありますので、難しいところだと思います。

しかし、こういう会社は組合のような組織があり、運輸局さんの指導のもとで事

業を行っていると思います。

・委員

周知方法について、広報あじょうに年1回記事を掲載することと、手帳の新規取得者には手帳交付時に案内する際に知識がないと使えないと思いますので、どういった形で案内をしているか、お聞かせいただければと思います。

・障害福祉課

対象になります身体1・2・3級、療育A・B判定、精神1・2級の方が新たに取得された場合には、例えば医療費の関係の説明等とセットで制度を説明し、普段タクシーを利用するか、そういう問いかけはしております。

また新規取得だけではなく、2年に1度、あるいは決められた時期に手帳の更新手続を行う際にご説明はしております。障害の重さというより手足あるいは腰・足・体幹に障害を持つ方は申請されますが、心臓のペースメーカーを入れられたとか、内臓の疾患を持つ方でも家族が乗せてくれるとか、自分で乗れるから必要ないという言われ方もされます。

・委員

時間となりましたので質疑応答はここまでとさせていただきます。皆様には評価シートの記入をお願いしたいと思います。

評価シートを提出されましたら、1人ずつ簡単にコメントいただけたらと思います。

・委員

私は先ほど質問でお答えいただいた、なるべく自動更新にしていくという方向性が特に事務手続の窓口の煩雑さや人件費等々も含めて良いかと思います。

あとは、どこまで財政支援をして利用してもらうかで、使用率を上げるために助成額を増やすか、それ以外の迎車料金とか介助料金も認めるべきか、財政的なものもありますし、それが正しいコストなのか検討が必要なため、長期的な課題と思います。

・委員

助成額を上げても、不正使用があまり見込まれない、心配も少ないということであれば、助成額を上げ、利用する人たちが良かったと思ってもらえるようなこともこの際検討されてはどうかと思います。

・委員

とても大切な事業だと感じながら、使う方は使われるし、不要な方は使われないということで、使いやすい方法が何かもう少しあるかと感じました。自己負担が大きいと感じる方が多いのではないかと思ったことと、4月の減免申請は不要

とする方法も考えているということなので、そうすると利用してみようという方も増えるのかと感じました。

・委員

障害者にとっては非常に重要な事業だと思いますので、ぜひ、しっかり実施していただきたいと思います。

また、移送事業の移送っているのは、何となくモノを運んでいるようなイメージがして、ネーミングも考えられてもいいのかなとちょっと思いました。

冒頭の説明で、アンケートしっかり行いますとおっしゃられましたが、これは大事なことだと思いますので、きめ細かいアンケートを実施して市民の声を反映させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

・委員

この事業自体は、皆様が持つ問題意識のとおりで良いかと思います。しかし、使われている方の障害度合を見ていると、身体障害者の方は比較的多く使われているけれど、例えば療育手帳をお持ちの方、あとは精神手帳をお持ちの方でも精神疾患が重い1級の方は少ないです。こういう方たちは1人で外出することとか、外出自体も難しいのかもしれないため、少しこの事業と離れてしまいますが障害をお持ちの方が外出をするなど自立をどこまでできるか分からないですが、この制度を利用できない方にも、いろいろ制度があればいいと思います。

利用率を高くすべきなのかどうかは、使わない方に無理して使っていただかなくてもいいですし、家族の援助がある方はそちらを使っていただく方が多分良いと思います。利用率を伸ばすだけではないのかもしれませんが、使われない方には使えない事情もあるかもしれないことを考えていただけたら、より良い安城市の福祉行政につながると思います。説明の中にあったように、お守り、安城市で暮らしていてどういう状況になっても、見捨てない、どういう状況になっても見ているという温かいメッセージと思います。

そのため、こうした事業を提示するとき、いろんなところで周知をするときには、こうした発想でもそういったメッセージも含めてもらおうと温かい安城市の福祉行政になるかなというふうに思いました。

それでは集計結果が出ましたので発表させていただきます。

要改善が5名ということで、評価結果は要改善になりました。皆様からのコメント・御意見でもありましたように、この事業は重要ということはよく理解をしているところだと思います。

ただし、やはり申請をするのにコストがかかるのと、昨今のコロナ禍を踏まえると、手続の仕方を改善していただくと良いかと思います。またネーミングも愛

知県の補助事業からの引き続きかどうかわかりませんが、事業の内容がわからないので、ネーミングで事業内容がイメージできることは重要と思います。

また、昭和 63 年から続いているという事業ですが、当時と現在はいろいろな面で大きく変わっていますので、そこも含めてこの事業について御検討いただきたいと思います。

それでは、2 事業目の障害者移送事業につきましては以上とさせていただきます。以上で外部評価は終了いたしましたので、事務局に進行をお返しします。

2 振り返り

(略)

3 行革・政策監あいさつ

(略)